

## 医療的ケア児等実態把握調査の結果について

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

医療的ケア児及びその家族等に対する支援に係る施策を検討するにあたり、区内の医療的ケア児等の人数を把握する。

#### (2) 対象

各課(※1)が把握している、日常的に下記の医療的ケア(※2)が必要な方  
 (基準日: 令和5年12月1日)

- ①人工呼吸器、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、  
 ⑤吸引、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈カテーテルの管理、  
 ⑨皮下注射、⑩血糖測定、⑪継続的な透析、⑫導尿、⑬排便管理、  
 ⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置、  
 ⑮その他

(※1) 平成29年度及び令和4年度に、区内の訪問看護ステーションを対象に同様の調査を実施したが、区外事業所の利用者は把握できず、複数の事業所を利用している場合でも重複者の排除ができないなどの課題があった。令和5年度は、区の関係部署(下表参照)を対象に調査を実施した。

課	医療的ケア児・者との関わり
障害福祉課	障害者手帳、障害福祉サービス等
健康推進課	新生児訪問、乳幼児健診等
保育課	区立保育園、私立保育園等
教育総合相談センター	区立小・中学校
子ども家庭支援センター	総合相談、児童発達支援センター等
学校支援課	区立幼稚園・認定こども園、就学時健康診断
子どもわくわく課	学童クラブ
障害者福祉センター	生活介護、就労継続支援等

(※2) 厚生労働省が定める「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和5年4月)」における「医療的ケアの判定スコアの調査」に挙げられている項目

#### (3) 調査期間

令和5年11月21日(火)～令和5年12月15日(金)

## 2 調査の結果

### (1) 人数

(単位：人)

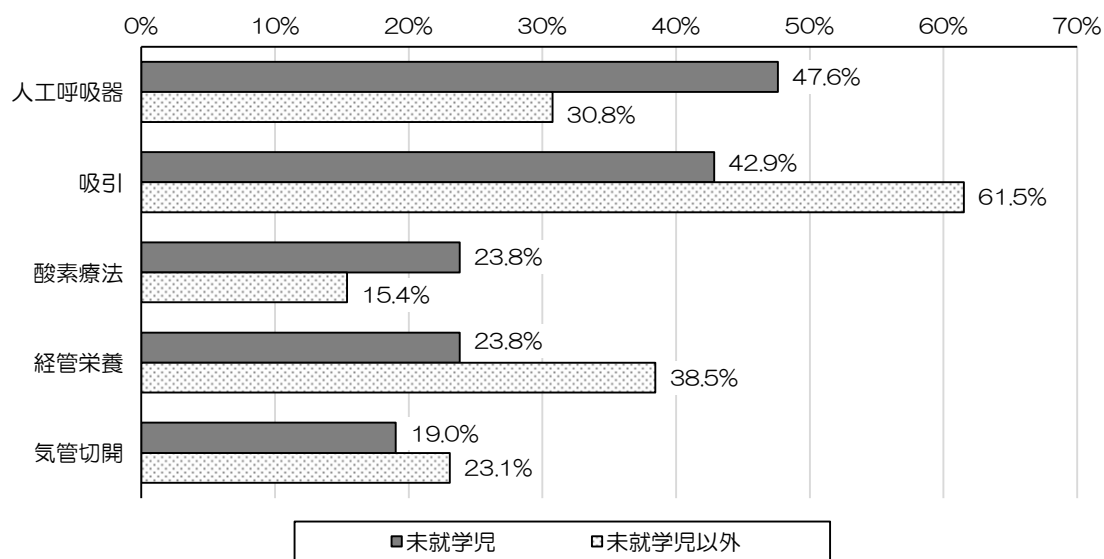
	医療的ケア児		
	未就学児	未就学児以外	
令和5年度調査 (基準日：令和5年12月1日)	21	13	34
【参考1】令和4年度調査 (基準日：令和5年1月1日)	11	15	26
【参考2】平成29年度調査 (基準日：平成29年6月1日)	26	24	50

※令和4年度調査は、区内訪問看護ステーション39事業所中12事業所が回答

※平成29年度調査は、区内訪問看護ステーション23事業所中7事業所が回答

(子どもの訪問看護の提供は8事業所のみ)

### (2) 主な医療的ケア (重複あり)



## 3 今後の方針

令和5年度に実施した調査について、今後も継続的に実施する。

また、今後配置を検討している「医療的ケア児等コーディネーター」とも連携しながら、正確な人数の把握に努めるとともに、支援ニーズの把握を行う。